

気候変動の影響への適応計画（案）に対する意見募集の結果概要について

- 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び環境省の Web ページに掲載して公募
- 意見募集期間：平成 27 年 10 月 23 日（金）～11 月 6 日（金）
- 意見提出方法：電子メール・ファックス・郵送のいずれか
- 意見総数：23 団体・個人 87 件

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約及び統合させていただいております。

- 結果：別紙のとおり

お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方

別紙

NO	該当箇所	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
1	全般	適応計画（案）の策定を評価する（時宜にかなっている、意義があるなど）。	5 件	ご意見ありがとうございます。
2	全般	気候変動の影響が、直接、国民生活や社会・経済生活に及んでいくことが想定されるため、国民それぞれが気候変動の影響とそれに対する適応策の重要性を認識した上で、具体的な議論を行うべきである。また、今後、適応問題の重要性を幅広い層に認識・理解してもらうため、積極的な情報発信・提供を行っていくべきである。	4 件	第 1 部第 2 章第 3 節基本戦略③において「地方公共団体、事業者、国民などの各主体が、気候変動及びその影響についてより正確に理解することが、適応を効果的に進める上で重要である。」としております。また、普及啓発や広報活動を通じて、気候変動及びその理解を促進する必要がある旨を記載しています。
3	全般	適応策の財源は、一般財源でまかない、地球温暖化対策税収を充てるべきではない。	3 件	地球温暖化対策税は、課税による経済的インセンティブを活用して化石燃料に由来するCO ₂ の排出抑制を進めるとともに、その税収を活用して再生可能エネルギーや省エネ対策を始めとするエネルギー起源CO ₂ 排出抑制対策を強化するために創設されたものです。この税収を活用して、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源CO ₂ 排出抑制の諸施策を着実に実施していくこととしております。
4	全般	事業者や国民には適応策の法的義務を負わせるべきではない。	3 件	今後の参考とさせていただきます。

N0	該当箇所	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
5	全般	本計画は、法律に基づく計画とすべきである。	2 件	今後の参考とさせていただきます。
6	全般	長期の維持管理が必要となるストックを基盤とし、被害をうけたときの影響範囲が大きいと考えられる社会資本関連企業については、企業の適応計画の策定を義務づける必要がある。リスク管理の一環として、避けることができない。	1 件	今後の参考とさせていただきます。
7	全般	地域の情報を収集する仕組みを早急に確立する必要がある。	1 件	例えば、第 3 部第 3 章「地域での適応の推進に関する基盤的施策」において、「気候変動適応情報にかかるプラットフォーム等において、ダウンスケーリング等による高解像度のデータなど地域が必要とする様々なデータ・情報にもアクセス可能とするとともに、地方公共団体が活用しやすい形で情報を提供する。また、地方公共団体が影響評価や適応計画の立案を容易化する支援ツールの開発・運用や優良事例の収集・整理・提供を行う」等と記載しております。こうした取組を通じ様々な情報の収集に努めてまいりたいと考えております。
8	全般	災害避難計画の策定と大規模避難訓練の実施を求める。	1 件	例えば、第 2 部第 4 章第 1 節「2）施設の能力を上回る外力に対する減災対策」において、「浸水対策計画の策定の推進」を記載しており、第 2 節「1）港湾」において、「堤外地の企業等や背後地の住民の避難に関する計画の作成、訓練の実施等を促進する。」と記載しております。

NO	該当箇所	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
9	第1部第1章背景及び課題	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の報告書で気候システムの温暖化は疑う余地がないとされていることを前提に本案は策定されているが、本当に疑う余地はないのか。	1件	IPCC 第5次評価報告書統合報告書は、800名以上の専門家が30,000点を超える科学的文献をレビューして執筆され、最新の科学的知見を集めた報告書であり、日本政府も含め IPCC に参加している世界195カ国が承認しております。 IPCC 第5次評価報告書統合報告書 SPM1.1 において「気候システムに対する人為的影響は明らかであり、近年の人為起源の温室効果ガス排出量は史上最高となっている。近年の気候変動は、人間及び自然システムに対し広範囲にわたる影響を及ぼしてきた」と記載されております。また、SPM2.2 において「地上気温は、評価された全ての排出シナリオにおいて21世紀にわたって上昇すると予測される。多くの地域で、熱波はより頻繁に発生しまたより長く続き、極端な降水がより強くまたより頻繁となる可能性が非常に高い。海洋では温暖化と酸性化、世界平均海面水位の上昇が続くだろう。」と記載されております。
10	第1部第1章背景及び課題	6ページ「こうした気候変動…」の直後に、過去100年の温度上昇について、その大半についてはそれと気づかず適応してきたこと、今後も同様な無意識な適応が続くことは確実であるが、地球温暖化の進行によってより意識的な適応が必要な場面が現れる懸念があることを追加するべき。	1件	「はじめに」9行目に以下の内容（下線部）を加筆します。 「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書においては、<u>歴史を通じて人々や社会は、成功の程度にばらつきはあるものの、気候、気候の変動性及び極端現象に順応し対処してきたことが指摘されている。</u>一方、同報告書においては1950年代以降、観測された変化の多くは数十年から数千年間にわたり前例のないものであること、また、」

NO	該当箇所	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
11	第1部第1章背景及び課題	6 ページ 1-2 行目の「日降水量 100mm 以上、200mm 以上の日数に 1901～2013 年において増加傾向が明瞭に現れる一方で、」の「増加傾向が明瞭に現れる」は、「統計的に有意な増加傾向が見られる」くらいが適当で、自然の変動が大きく、地球温暖化との因果関係は明確ではないことにも言及しておくべきである。	1 件	当該部分は平成 27 年 3 月に中央環境審議会により取りまとめられた「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について（意見具申）」からの引用であり、「増加傾向が明瞭に現れる」は適当と考えております。

NO	該当箇所	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
12	第1部第1章背景及び課題	6 ページ 14-15 行目の「強い台風の発生数、台風の最大強度、最大強度時の降水強度の増加などの予測も示されている」について、確度に言及せずに単に併記するのは不適切である。	1 件	頂いたご意見を踏まえ、6 ページのご指摘の箇所に以下の注釈を追加します。 「IPCC 第5次評価報告書第1作業部会報告書 表 SPM.1 においては、21 世紀末に強い熱帯低気圧の活動度の増加について、北西太平洋と北大西洋でどちらかと言えば可能性が高い(確率 50～100%)と示されている。また、IPCC 第5次評価報告書第1作業部会報告書図 TS.26 においては、A1B に似たシナリオの下で 2000～2019 年と比べた 2081～2100 年の予測平均値を見ると、北西太平洋ではカテゴリー 4 及び 5 の熱帯低気圧の年間発生頻度、寿命最大強度(LMI、低気圧の寿命中に到達した最大強度)の平均、LMI の時点における低気圧の中心から 200km 以内の降水量について、増加することが示されている。」 なお、ご指摘のとおり、3つの指標の予測結果には確度に差がありますが、それを本文中で簡潔に表現するのは難しいため、本文は原案通りといたします。読者は注釈に従って図 TS.26 を参照することによって3つの指標の予測の確度について追加的な情報を得ることができると考えます。また、台風によるものを含めて大雨が増加する予測の確度が高いという認識は、第4章第1節の水害に関する適応の基本的な施策に適切に反映されていると考えます。

NO	該当箇所	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
13	第1部第1章背景及び課題	8ページ脚注6はIPCCによるadaptation（適応）の定義であることを明示するのが良いと思われる。原文2行目の「課程」は「過程」の誤り。	1件	8ページ脚注6に「適応は」を追加します。 「過程」と訂正します。
14	第1部第1章背景及び課題	8-9ページ、脚注7「RCP8.5シナリオに相当する二酸化炭素換算濃度は1,000ppm超であり、21世紀にわたり（1850～1900年と比べて）気温上昇が4℃未満にとどまる確率は50%未満である」の50%未満は50%程度（33～66%）の誤り。	1件	当該記載はIPCC第5次評価報告書第3作業部会報告書表SPM.1に基づき記載したものです。このことを明示するため、8ページ脚注8中「IPCC第5次評価報告書」を「IPCC第5次評価報告書第3作業部会報告書表SPM.1」に修正します。
15	第1部第2章基本的な方針	各主体へ気候変動の影響をわかりやすく伝えるためのウェブサイトを作成することを記述されたい。	1件	第3部第2章「気候リスク情報等の共有と提供に関する基盤的施策」において、「多種多様な気候リスク情報等の収集と体系的な整理を行うための気候変動適応情報にかかるプラットフォームについて関係府省庁において検討を行う。」としており、同第3章「地域での適応の推進に関する基盤的施策」において、「気候変動適応情報にかかるプラットフォーム等において、ダウンスケーリング等による高解像度のデータなど地域が必要とする様々なデータ・情報にもアクセス可能とするとともに、地方公共団体が活用しやすい形で情報を提供する。」と記載しております。

NO	該当箇所	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
16	第1部第2章基本的な方針	本文中の「計画において、いかなる気候変動の影響が生じようとも、気候変動の影響への適応策の推進を通じて社会システムや自然システムを調整することにより・・・」を「計画において、工業化前からの地球平均気温上昇を2℃未満にとどめることを目標とした緩和策を講じつつ、いかなる気候変動の影響が生じようとも」と「2℃目標」を目指すべき社会の姿に位置づけること。また、目指すべき社会の姿を描くにあたっては「温室効果ガス排出削減が気温上昇を2℃未満に抑制するために十分な水準に至らない場合、求められる適応策の範囲及び程度、費用が大きくなることを認識する。」ことを盛り込むこと。	2件	「日本の約束草案」（平成27年7月17日 地球温暖化対策推進本部決定）において「気候変動枠組条約の究極目的の実現に向けて、世界の気温上昇を2℃以下に抑えるためには、世界全体で長期的な削減に向けた対策を行うことが不可欠である。我が国の約束草案は、IPCC第5次評価報告書で示された、2℃目標達成のための2050年までの長期的な温室効果ガス排出削減に向けた排出経路や、我が国が掲げる『2050年世界半減、先進国全体80%減』との目標に整合的なものである。我が国は、約束草案に掲げた自らの温室効果ガスの排出削減に向けた取組と、将来にわたって講じる、低炭素技術の開発・普及や社会経済構造の低炭素化などの取組により、長期的な削減に積極的に貢献していく。」こととしています。
17	第1部第2章基本的な方針	強靱性の定義は記載されているが、脆弱性、対応力、適応能力等の用語の定義がなされていない。	1件	ご意見を踏まえ、脆弱性と曝露について、注釈に記載いたします。
18	第1部第2章基本的な方針	適応と相乗効果をもたらす施策の推進について、地域資源に及ぼす気候変動の影響等に鑑み、地方創生にさらに踏み込んだ記述をされたい。	1件	第1部第2章第3節（4）「地域での適応の推進」において、「適応を契機として、各地域がそれぞれの特徴を活かした新たな社会の創生につなげていく視点も重要である。」と記載しております。

NO	該当箇所	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
19	第1部第2章基本的な方針	適応技術の開発について、適応策の導入主体として、地域の役割が大きいことから、地域の主体に活用可能な適応技術であることが望ましいことを記述されたい。	1件	第1部第2章第3節(1)(iv)「適応技術の研究開発・普及」において、「適応策を推進していくためには、目指すべき社会の姿を念頭に置いた上で、研究成果をいかに社会に実装していくかという視点を持ちながら、適応に資する技術の研究開発や普及を、官民が連携して推進していくことが重要である。」と記載しております。
20	第1部第2章基本的な方針	多岐にわたる各種政策を全体として効率的に推進する観点から、政府の関係府省庁で実施する気候変動の影響と関わりある施策に、計画的に適応を組み込んでいくとの考え方に賛成する。	1件	今後の参考とさせていただきます。
21	第1部第2章基本的な方針	温暖化防止への取組を怠った場合は、次善の策として適応策をとるが、強い影響が残ることがありうることを明確にするべきである。	1件	第1部第2章第1節において、すでに現れている影響への適応策をできるだけ速やかに講じるとともに、気候変動に対する長期的なリスク管理の観点から、緩和に加え適応についても強化していく必要がある旨を記載しております。
22	第1部第2章基本的な方針	財政上の制約を考慮し、効率的・効果的に適応策を行うことが重要である。「国等の財政上の制約を踏まえて適応策を行うことが重要である。」「不確実性を考慮しつつ、費用対効果の高い取組みや他の施策との相乗効果のあるものを行うことが有効である。」との考え方を盛り込むべきである。	1件	ご指摘の趣旨については、第1部第2章第3節(ii)(iii)の中で記載しております。

N0	該当箇所	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
23	第1部第2章基本的な方針	第1部第2章第3節（1）における「適応策自体が環境に負荷を与えるものにならないよう自然環境の保全・再生・創出に配慮すること、目的や地域特性に応じて、自然環境が有する多様な機能も活用することが重要である。」との内容をもう少し強く説明すべきである。	1件	本計画に基づき適応策を推進する際には、ご指摘の内容について考慮してまいります。
24	第1部第2章基本的な方針	住民の中に温暖化の影響が安易に適応策によって回避できるという誤解を生ませない配慮が必要である。また、温暖化防止自体が社会に浸透していない。	1件	第1部第2章第1節において、すでに現れている影響への適応策をできるだけ速やかに講じるとともに、気候変動に対する長期的なリスク管理の視点から、緩和に加え適応についても強化していく必要がある旨を記載しております。また、第1部第2章第3節基本戦略③を踏まえて、第3部第2章を通じて温暖化防止についても国民の皆様の理解を深めてまいります。
25	第1部第2章基本的な方針等	国と地方自治体等の明確な役割分担や責任を明示するべきである。	3件	本計画では政府が地方公共団体等における適応の取組を促進するための施策を記載しております。
26	第1部第2章基本的な方針	政府は地方公共団体の適応の取組を指導するべき。	2件	本計画では地方公共団体などの適応の理解・取組の促進に重点を置いております。
27	第1部第2章基本的な方針	「不確実性」について、どのような不確実性があるのか、気候科学の不確実性がどの程度あるのか、環境影響の不確実性はそれ以上に大きいこと、をまとめるべき。	1件	「不確実性」については、本計画中、例えば第1部第2章第3節（ii）や第1部第3章（4）に記載しております。

NO	該当箇所	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
28	第1部第2章基本的な方針	津波対策等の防災対策が適応に資することを記載すべき。	2件	我が国において気候変動の影響による被害を低減し、迅速に回復できる社会システムや自然システムを構築していくためには、本計画の下で、政府の関係府省庁で実施する気候変動の影響と関わりのある施策について、第1部第2章第3節(1)(i)～(iv)の視点を踏まえつつ、気候変動影響評価報告書も参考にしながら計画的に適応を組み込んでいく検討を行う必要があることを認識しています。 ご指摘を踏まえ、第1部第2章第3節(1)(iii)適応と相乗効果をもたらす施策の推進に「防災分野においては、例えば、津波対策が高潮・高波による被害の低減にも寄与しうる。」を追記しました。
29	第1部第3章基本的な進め方	計画の進捗管理と見直しについて、関係府省庁が緊密に連携して実施するべきであるが、「気候変動の影響への適応に関する関係府省庁連絡会議」は、非公開の会議であり、議事録も要旨のみであるため、情報公開が十分ではない。計画の進捗管理と見直しにあたっては、透明性を確保する必要がある。	1件	今後の参考とさせていただきます。
30	第1部第3章基本的な進め方	緩和策と適応策の両者を総合的に進めるべき。	3件	政府全体として気候変動の影響への適応策を計画的かつ総合的に進めるため、政府として初の気候変動の影響への適応計画を策定しました。IPCC 第5次評価報告書にあるとおり、適応と緩和は気候変動のリスクを低減し管理するための相互補完的な戦略であると認識しております。

NO	該当箇所	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
31	第 2 部第 1 章農業、森林・林業、水産業	農業・漁業への影響と食糧安全保障の関係性を検討してほしい。	1 件	第 2 部第 1 章第 4 節において、我が国における将来の食料需給を見据えた的確なリスクへの対応を図るため、①気候変動が世界の食料需給に及ぼす影響に関し、IPCC による 2100 年を見据えた最新の評価結果を踏まえるとともに、経済成長や人口増加等を含めた最適な予測モデルを適用した、世界の超長期的な食料需給予測システムの構築、②気候変動の影響、各国の経済成長や政策の動向等を踏まえた、世界の食料需給に関する中長期的な予測、③世界的な食料需給の動向について、海外及び我が国における食料安定供給への影響等に関する情報の一元的な収集・分析を行い、幅広く提供を行うこととしております。
32	第 2 部第 1 章農業、森林・林業、水産業	気候変動の植物への影響は、都市内の公園緑地や街路樹の生育状態にも及ぶことから、第 2 部第 1 章に都市内緑地を追加するべきである。	1 件	不確実性を伴う気候変動の影響に適切に対応するためには、科学的知見を充実させ、常に最新の知見を把握することが重要と考えております。観測・監視及び予測・評価の継続的实施、並びに調査・研究の推進によって、継続的に科学的知見の充実を図ってまいります。

NO	該当箇所	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
33	第2部第1章農業、森林・林業、水産業	第2部第1章第1節において、高温耐性品種の開発、病害虫対策について、適応すべき温度上昇値の議論が欠けている。また、実需者に品質低下のリスクの説明が不足しているので、問題点と危機意識の共有が必要である。 新たな地域における産地形成や亜熱帯果樹などへの転換について、生産者に対する経済的支援などのシステムの検討を明示すべきである。 発芽促進剤や成長調整剤などの適応策が揭示されているが、どこまで薬剤を導入するかについて基本的な議論が欠けている。	1件	不確実性を伴う気候変動の影響に適切に対応するためには、科学的知見を充実させ、常に最新の知見を把握することが重要と考えております。今後、適応策の地域への普及に当たっては、ご指摘の問題点や危機意識の共有に努めてまいります。 なお、亜熱帯果樹などへの転換に取り組む生産者への支援等の施策を今後とも着実に実施していくこととしています。 また、発芽促進剤や成長調整剤については、農薬取締法に基づき、人の健康や環境に対する安全性を確保していくこととしています。
34	第2部第1章農業、森林・林業、水産業	日本の原生林の生態系が変わることは止むを得ないということの議論が欠けている。	1件	第3章自然生態系の基本的な考え方の中で「気候変動に対し生態系は全体として変化するため、これを人為的な対策により広範に抑制することは不可能である。」ことを記載しております。
35	第2部第1章農業、森林・林業、水産業	農薬使用を減らし、総合防除前提での対策を行うようにしてほしい。全体的に薬剤に頼らない対策、万が一の使用時には最小限とし、薬剤弱者への配慮を明記した対策とすべき。	2件	農業生産活動に当たっては、農薬のみに依存した防除ではなく、農薬による環境負荷を軽減しつつ、病害虫や雑草の発生しにくい環境をつくるとともに、病害虫の発生予察情報やほ場の観察により適切な防除の時期を判断し、天敵などの多様な防除技術を適切に組み合わせた総合的病害虫・雑草管理（IPM）をこれからも推進していきます。

N0	該当箇所	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
36	第2部第1章農業、森林・林業、水産業	第2部第1章第2節において、どのような影響まで適応するのかということの議論が欠けている。	1件	不確実性を伴う気候変動の影響に適切に対応するためには、科学的知見を充実させ、常に最新の知見を把握することが重要と考えております。観測・監視及び予測・評価の継続的实施、並びに調査・研究の推進によって、継続的に科学的知見の充実を図ってまいります。
37	第2部第1章農業、森林・林業、水産業	第2部第1章第2節の山地災害、治山・林道施設の影響において「極端な高潮位の発生が、1970年以降全世界的に増加している可能性が指摘されている」とあるが、誤解を招くことが懸念されるため、極端な高潮位の意味と増加の理由を補足する必要がある。	1件	頂いたご意見を踏まえ、28ページに以下の通り注釈を加筆します。 「IPCC 第5次評価報告書第1作業部会報告書技術要約において、「極端な高潮位現象の大きさは1970年以降増大している可能性が高く、この増大の大部分は平均海面水位の上昇によって説明できる。」と示されている。」
38	第2部第3章自然生態系	第2部第3章の基本的な考え方において「気候変動に対する順応性の高い健全な生態系への保全と回復を図ることである」としているが、自然生態系への影響を人為的な対策により広範に抑制することは不可能である。全般にモニタリングの記述が多いが、モニタリングの結果を次の行動にどう活かすかという議論をしっかりとしておく必要がある。	1件	頂いたご意見を踏まえ、44ページに以下の内容（下線部）を加筆します。 「・生態系の保全に関する施策について、気候変動の影響を考慮して、保全目標、保全対象、保全手法等の見直しを検討するとともに、 <u>モニタリングの結果等を踏まえ、順応的な適応策を検討・実施するための体制構築を行う。</u> 」
39	第2部第4章自然災害・沿岸域	全般に実施主体を明確にする必要がある。	1件	実施主体として関係府省庁を記載しております。

NO	該当箇所	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
40	第2部第4章 自然災害・沿岸域	決壊に至る時間を引き延ばすような構造であっても、決壊することによって人々への災害は避けきれないことから、第2部第4章第1節の(決壊に至る時間を引き延ばす堤防の構造)に「堤防の構造が単に土を盛っているようなところについては、コンクリートブロックで被覆を行うとか、鋼矢板を打設して堤防の強度を高める等、このような方策を災害防除において優先度の高い地域に適用する」ことを示し、ハード面から堤防の構造を強靱なものに整備することを示したら良いのではと考える。	1件	河川堤防については、国土の特性等が考慮された「土堤原則」を基本的な構造として、護岸等により洗掘や浸透に対する補強対策を実施しているところです。 越水等に対して決壊しないような対策については、現在の技術ではスーパー堤防以外には確立されていない一方で、気候変動により施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されています。 そのような状況の中で、被害軽減等を目的とした対策を緊急に行っていく必要があるとの考えの下で、決壊までの時間を少しでも延ばすような堤防構造の工夫について検討するものです。 なお、河川堤防の堤体内部に鋼矢板を打ち込む工法については、鋼矢板と堤体土等との間に空隙が生じやすく、これに起因した堤防決壊のリスクがあることから、採用できないと考えています。
41	第2部第4章 自然災害・沿岸域	河川及び下水道の施設の一体的な運用の推進だけでは、雨水による浸水被害の防除が弱く感じられることから、河川の計画高水位より低い地盤形態を呈する地域については、ポンプによって雨水を強制的に排除するための方策を下水道事業において積極的に推進することを示し、下水道の関わりが非常に重要であることを示したらどうか。	1件	第2部第4章第1節において、適応策の基本的な考え方として、下水道施設の整備を引き続き着実に進めていく旨を記載していることから、原案のとおりとさせていただきます。 浸水被害の防止、軽減に向けて、今後とも下水道施設の着実な整備に努めてまいります。

N0	該当箇所	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
42	第2部第4章 自然災害・沿岸域	海岸侵食の影響評価について、緊急性と確信度が「中程度」と評価されているが、極めて高いと評価すべき。	1件	影響評価については、P5にあるとおり、中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価等小委員会等において評価が行われました。評価方法についてはP76を参照してください。
43	第2部第4章 自然災害・沿岸域	住宅から商業施設に至るまで雨水貯水利用の推進による降雨時の増水緩衝作用を確立すべき。	1件	雨水の利用の推進に関する法律の規定により定めた「雨水の利用の推進に関する基本方針（平成27年3月）」では、雨水の利用の効果や技術的な留意点等を取りまとめたガイドラインの策定等を推進することを通じて、下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与することを考えています。
44	第2部第4章 自然災害・沿岸域	沿岸部への施設配置の回避。低海拔地域からの移転を促進すべき。	1件	第2部第4章第1節において、災害リスクの高い地域を提示することを通じて、災害リスクを考慮したまちづくりを促すこととしています。
45	第2部第5章 健康	気温の上昇とデング熱等の感染症の発生リスクについて研究を行うべき。	2件	感染症と気候変動の関係については研究事例が限られ不確実性を伴う要素も多いことから、今後気候変動による気温の上昇等が予測されていることも踏まえ、気温の上昇と感染症の発症リスクの変化の関係等について科学的知見の集積に努めてまいります。
46	第2部第7章 国民生活・都市生活	人間が便利な文明社会に慣れて、本来持っている能力を退化させてしまっている。人間そのものの暑さに対する適応性を高めることも記載する必要がある。	1件	第2部第7章第2節において、都市の気温上昇は既に顕在化しており、熱中症リスクの増大や快適性の損失など都市生活に大きな影響を及ぼしていることが示されています。さらに、第2部第5章第1節においては、死亡リスクについて、東京を含むアジアの複数都市で、夏季の熱波の頻度が増加し、死亡率や罹患率に関係する熱ストレスの発生が増加する可能性が予測されています。

NO	該当箇所	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
47	第2部第7章 国民生活・都市生活	ヒートアイランド対策として、通気を考慮した区画整理、建築物の形状・高さ制限の設定、遊休地の設置、街路樹・緑道の整備等が必要である。	1件	第2部第7章第3節「その他（暑熱による生活への影響）に関する適応の基本的な施策」において、ヒートアイランド対策の具体的な施策を記載しております。
48	第3部第1章 観測・監視、調査・研究等に関する基盤的施策	p71「第2章 気候リスク・・・」の直前に「これまでどのようにして温度上昇に適応してきたかを詳らかにすることは、今後起こりうる温度上昇にどのように適応したら良いかを知るために、極めて重要であるものの、これについての調査はこれまであまり行われておらず、本計画（案）においても殆ど調査されていない。これは今後の研究調査活動の重要課題である。」という内容を記載すべき。	1件	適応に関する調査研究はとても重要であると認識しております。これまで、気候変動による影響と適応策による効果等について調査、分析を進めてきたところです。今後とも、適応策に関する科学的知見の集積に努めてまいります。
49	第3部第3章 地域での適応の推進に関する基盤的施策	地域での適応の推進について、適応策に関する深い理解がなされておらず、誤解をされている場合も多いことから、将来影響予測情報の提供や研修等だけでなく、地域の主体が適応策を実践的に学ぶような仕組みが重要である。	1件	第3部第3章「地域での適応の推進に関する基盤的施策」において、「地方公共団体が影響評価や適応計画の立案を容易化する支援ツールの開発・運用や優良事例の収集・整理・提供を行う。」としており、さらに、「様々な人材育成プログラムに適応を組み込むことを推進しながら、地域コミュニティ等において、気候変動の影響や適応に関する知識を有し普及啓発等を行うことのできる人材等の育成を推進する。」と記載しております。

N0	該当箇所	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
50	第3部第3章地域での適応の推進に関する基盤的施策	地域の大学や地域の公設環境研究所、農業試験場等が連携し、地域での適応策を専門的に支援する役割を発揮することが望ましい。	1件	地域の取組を強化することは重要であると考えます。ご指摘の点は今後の参考とさせていただきます。
51	第3部第4章国際的施策	国際貢献については、各国、各地域の文化と意見を尊重しつつ、状況に応じた生活向上支援を行う必要がある。	1件	第3部第4章「国際的施策」において、「気候変動に脆弱な小島嶼開発途上国を含む開発途上国への支援については、各国のニーズや政策的優先課題を念頭に、ジェンダー配慮や地域住民の参加の促進等の気候変動枠組条約の決定に基づく国別の適応計画の策定に関するガイドライン、ガイダンスに沿うよう留意しつつ、我が国の適応計画策定の経験を踏まえ、相手国政府・関係機関との連携体制づくり等を通じて、途上国における気候変動影響評価や適応計画策定への協力を行う。」等を記載しています。
52	第3部4章国際的施策	海面上昇による難民受け入れ体制を確立すべき。	1件	今後の参考とさせていただきます。
53	添付資料	産業・経済活動の中に、港湾・海運といった項目を設け、北極海航路の開発・活用や、海洋再生可能エネルギー支援港湾開発、といった項目を設けるべき。	1件	添付資料は平成27年3月に中央環境審議会により取りまとめられた「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について（意見具申）」からの参考引用です。

NO	該当箇所	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
54	添付資料	重大性と緊急性の評価の考え方について IPCC 報告で言及される「影響の発言時期 (timing of impacts)」は、適応能力を増進する時間がとれるかどうかという観点から、主要なリスク (key risk) の判断記述の一つになっている。日本は途上国と比べて高い適応能力を有すると考えられますが、単なる緊急性ではなく、一連の評価でその点が考慮されたかどうか説明が必要と思われる。	1 件	P80<緊急性の評価の考え方>で加味しております。
55	添付資料等	影響評価における「重大性」「緊急性」「確信度」等の考え方が不明瞭又は間違っている。	5 件	本計画の添付資料「気候変動の影響評価の取りまとめ手法」(P76)をご参照ください。「重大性」「緊急性」「確信度」の評価の方法は中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価等小委員会等で定められたものです。
56	その他	意見公募期間が2週間しかなく、期間が不十分であるため公募をやり直すべきである。	1 件	今後の参考とさせていただきます。
57	その他	省庁の縦割り行政の弊害が認められる。	1 件	気候変動の影響への適応に関し、関係府省庁が緊密な連携の下、必要な施策を総合的かつ計画的に推進するため、気候変動の影響への適応に関する関係府省庁連絡会議を設置しました。この連絡会議において、本計画案を取りまとめました。
58	その他	適応計画案は具体性に欠けるなど不十分な内容である。	5 件	本計画案は最新の科学的知見を踏まえて、取り得る政府の施策を取りまとめたものであり、適切な内容と考えています。